

食料・農業・農村基本法の改正に向けた動向について

1 背景

- 食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）は、農政の基本理念や政策の方向性を示す法律として、平成11年に制定
- 制定から約20年が経過し、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化
- このような情勢の変化を受け、令和4年9月から、国において基本法の検証と見直しに向けた議論が開始

2 課題（現行法の制定時からの変化）

- 世界的な人口増加、気候変動の影響に伴う生産の不安定化等、輸入リスク(必要な食料をいつでも安価に調達できる訳ではない状況)が顕在化
- 価格競争が長期化する中で、コストが上昇しても思うように価格転嫁ができない等、食料システムの持続性の観点からリスクが増大
- 地球温暖化、生物多様性など、農業が有する持続可能性へのマイナスの影響に対する国際的な議論の進展と関心の高まり
- 国内人口が減少局面に転じる中で、農業・農村で人口減少の影響が先行して顕著化
- 農村の集落機能が低下し、中山間地域等を中心に、農地や用水路等の保全・管理が困難化

3 これまでの検討状況

- 国が設置した「食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会」において、有識者による議論が行われ、令和5年6月に中間取りまとめ、9月に最終とりまとめ
- 令和5年6月、政府の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」において、食料・農業・農村基本法の見直しの方向を取りまとめ

4 今後のスケジュール

- 来年の通常国会へ基本法の改正法案が提出される見通し

食料・農業・農村基本法の見直しの方向 (「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」)

- 国際的な食料生産の不安定化、我が国の農業従事者の減少、農業をめぐる国際的な議論の変化を踏まえ、**平時からすべての国民の食料安全保障を確保するため、食料・農業・農村基本法を見直し**。この見直しの方向性について、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」で取りまとめ。

平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

○ 食料安全保障の定義

食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、**平時からの食料安全保障**を確保。

○ 輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化

小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の**国内農業生産の増大**や飼料、肥料等の**生産資材の確保**を図るとともに、**輸入の安定確保**や**備蓄の有効活用**等も重視。

○ 海外市場も視野に入れた産業に転換

輸出拡大により農業・食品産業の生産基盤を確保。

○ 適正な価格形成に向けた食料システムの構築

持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの**各段階で適正な価格形成の実現**。

○ 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

買い物弱者等や、経済的理由により十分な食料を入手できない者も健康的な食生活が送れるよう**地域の食品事業者による供給体制を整備**。

環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

○ 環境と調和のとれた食料システムの確立

- ・環境負荷低減等を行う**持続的な農業を主流化**。
- ・農業生産、加工、流通、小売を含む**食料システム全体でグリーン化**。

人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

～急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立～

○ 人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立

- ・農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の受け皿となる経営体等(担い手)の**育成・確保**。
- ・**農業法人等の経営基盤の強化**。
- ・地域の話し合いを基に、担い手に加え、**多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理**し、**持続的な生産**につなげる。

○ スマート農業などによる生産性の向上

- ・**スマート技術の活用**により生産性を向上し、食料供給を確保。
- ・**農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業体の育成・確保**。

○ 家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護等

～農村人口減少の中での農村集落機能の維持～

○ 農村コミュニティの維持

- ・イノベーションによるビジネス創出や**情報基盤整備**等により都市から農村への移住、関係人口の増加等を図る。

○ 農村インフラの機能確保

- ・集落機能の低下が懸念される地域においても、**農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理**を図る。